

## 社会福祉法人長生園役員報酬規程

第1条 本法人の役員の報酬については、この規程に基づき支給する。

第2条 役員には、常勤、非常勤ともに次のとおり年額報酬を支給する。ただし、報酬の具体的な額は、理事会において決定する。

役 職	年 額 報 酬
理事長	6,000,000 円以内
理 事	支給しない
監 事	支給しない

2 前項の支給方法は、原則として、年額報酬を12で除した額を月額として、毎月、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

第3条 役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、旅費に関する規程に基づき弁償する。

第4条 この規程に定めのない事項については、理事会において協議するものとする。

附則 この規程は、理事会の決議の日から施行し、平成6年4月1日より適用する。

附則 この規程は、平成16年12月25日より施行し、平成11年12月1日に遡及し適用する。

附則 この変更規程は、平成27年4月1日より施行する。

附則 この変更規程は、平成29年4月1日より施行する。

附則 この変更規程は、平成29年6月24日より施行し、平成29年4月1日に遡及し適用する。

附則 この変更規程は、令和5年4月1日より施行する。